

■日時 平成27年12月22日(火) 午前9時00分～11時15分

■会場 久喜宮代清掃センター 大会議室

■出席者

委員	出席	高柳英雄、染谷隆夫、松永カツ子、西谷美春、関直子、松村清子、雨宮隆、稲葉澄子、浅倉孝郎、見山弘二、久保勝以知、茂田庸子、貞方登志夫、柿沼かつ江、佐々研治、名合司寛、築井山信義 以上17人
	欠席	折原重一、小山康弘、角田利夫 3人
久喜宮代衛生組合		若山事務局長、藤井業務課長、加藤菖蒲清掃センター所長、月安八甫清掃センター所長、鈴木業務課長補佐、野口業務課収集料金係長、赤羽業務課減量推進係長、山内業務課減量推進係主査

■会議次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議題
 - (1) 意見交換
 - 諮問事項「資源物の回収（集団回収と公共回収）のあり方について」
4. その他
5. 閉会

■配布資料

- ・ 次第
 - ・ 資源集団回収団体と回収業者との契約形態（資料1）
 - ・ 市町村が資源物を公共回収する場合の業務委託における法令等の適合性について（資料2）
 - ・ 資源物の資源集団回収100%対応自治体と久喜宮代衛生組合との比較表（資料3）
 - ・ 資源集団回収事業への移行に関する経費試算について（資料4）
 - ・ 席次表
 - ・ 月刊廃棄物各号
 - ・ 循環経済新聞
- ※「月刊廃棄物各号及び循環経済新聞」は、浅倉委員から提供されたもの

■傍聴人数 1人

■会議録

時刻	議 事	内 容
9:00	1. 開会	<p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皆さま、こんにちは。 ・本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 ・審議会の開催にあたりまして、会議の成立について確認させていただきます。 ・本日の出席委員は17名でございますので、定員である20名の2分の1を超えております。よって久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会開催要綱第5条第2項の規定により、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。 ・なお、小山委員におかれましては、事前に皆様にもお知らせいたしましたとおり、身内にご不幸があったため欠席とのご連絡をいただいております。また、折原委員、角田委員におかれましても、本日、都合により欠席とのご連絡をいただいております。皆様によりしくお伝えくださいとのことでございましたので、ご報告させていただきます。 ・それでは開会にあたりまして、会長からごあいさつをいただきたいと思っております。高柳会長、よろしくお願いいたします。
	2. 会長あいさつ	—会長あいさつ—
	3. 議題 (1) 意見交換 諮問事項「資源物の回収（集団回収と公共回収）のあり方について」	<p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。 ・はじめに、本日の流れをご説明させていただきます。本日は、前回に引き続き、「資源物の回収、集団回収と公共回収のあり方」について、ご審議をお願いしたいと考えております。 ・続きまして、配布をさせていただいております資料の確認をさせていただきます。 <p>※資料確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資源集団回収団体と回収業者との契約形態（資料1） ・市町村が資源物を公共回収する場合の業務委託におけ

		<p>る法令等の適合性について（資料2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源物の資源集団回収100%対応自治体と久喜宮代衛生組合との比較表（資料3） ・資源集団回収事業への移行に関する経費試算について（資料4） ・席次表 ・月刊廃棄物各号 ・循環経済新聞 <p>でございます。資料に不足等はありませんでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ないようでしたら、これからの会議の進行につきましては、久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会運営要綱第5条によりまして、会長に議長をお願いしたいと思います。 ・それでは会長、よろしく願いいたします。 <p>（高柳会長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、審議会を始めたいと思います。 ・はじめに本日の審議ですが、前回の審議会でご連絡いたしました通り、審議の内容を絞って議論をしていきたいと考えております。 ・そこで、本日の審議内容につきましては、諮問事項の資源物の回収のあり方について、衛生組合としてどのような方向に向かうか、その最終目標について検討いただき、できれば意見を集約したいと思います。 ・なお、目標に向かっての具体的な方法等の検討につきましては、次回以降の審議会で行いたいと考えております。 ・皆さん、よろしいでございましょうか。 <p>—意見なし—</p> <p>（高柳会長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、そのような方向で本日の審議を進めて参ります。 <p>（高柳会長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、審議に入ります。 ・はじめに、配布した資料について、事務局から説明があるとのことですので、説明をお願いいたします。
--	--	---

		<p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none">・おはようございます。・それでは、これからお手元の資料1から資料4までについて、私赤羽と鈴木でご説明の方をさせて頂きたいと思っております。・最初に資料1について、私から説明をさせて頂きます。・「資料1 資源集団回収団体と回収業者との契約形態」についてでございます。・こちらにつきましては、現在管内で活動している資源集団回収団体に、集めた資源物の引き渡し及び資源売却金がどのようになっているかをアンケート形式でお聞きし、回答いただいた団体の内容をまとめたものでございます。回答をいただいた団体数は資料作成時78団体でございます。・この表の内容でございますけれども、まず、団体が回収した資源を再生問屋に引き渡す方法ですが、こちらは大きく2つに分かれておりまして、1つが組合に登録された資源回収業者に依頼して再生問屋に運搬してもらう方法、もう1つが団体自身が再生問屋に直接引き渡す方法となっております。・最初に、資料の「資源集団回収団体（78団体）」とあるところから右側に行く矢印を見ていただきたいのですが、こちらの方が資源回収業者に依頼する方法となっております。回答をいただいた団体のうち、この方法で資源を再生問屋に引き渡している団体は68団体ございまして、このうち、業者に委託料を支払っているような団体はございませんでした。・しかしながら、資源回収業者も基本的に業として活動しておりますから、どこからか利益を得なくてはなりません。それが再生問屋に資源を売却した売却益となります。ちょうど資料の右側の方で資源回収業者から黒矢印で資源物が再生問屋の方に行きまして、再生問屋から破線の矢印の所で売却金が戻ってくる、このところが売却益となっております。・ただし、現在の状況を見ますと、資源の売却益が全て業者のものとなっている団体は4団体で、その他は回収業者から資源の売却金が支払われているような状況となっております。資源回収業者から破線で資源集団回収団体の方に戻っておりますけれども、こちらの方で売却益が
--	--	---

		<p>支払われている団体が64団体、支払われていない、売却益は全て資源回収業者の物だという団体が4団体というようなことになってございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ですが、この団体に支払われる売却金は、再生問屋に売却した金額の全てではなく、再生問屋での売却金額から回収業者が必要経費を差し引いた残りの金額となっているようでございます。 ・次に、もう一つの方法である団体自身が再生問屋に直接引き渡す方法でございます。こちらの方が、「資源集団回収団体(78団体)」から下の方に行くルートになります。 ・回答をいただいた団体のうち、この方法で資源を売却している団体は10団体でございました。こちらの方は間に回収業者を挟みませんので、資源の売却益が直接団体の方に入りまして、全て団体のものとなる利点がございます。 ・しかしながら、回収業者を挟まないという事は、回収から運搬まで全て回収団体が行わなくてはならないため、団体には相応の労力がかかります。また、そのための人員や車などを用意できる団体でないといこの方法は採れないということで、回収業者を利用する団体の方が多数になっていると分析しているところでございます。 ・資料1の説明は以上になります。 <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務課長補佐の鈴木でございます。 ・続きまして、資料2につきまして、ご説明申し上げます。 ・右上に「資料2」と記載があります、大きなA3版の横長印刷1枚、左上に太字で、件名「市町村が資源物を公共回収する場合の業務委託における法令等との適合性について」と記載がございませ資料でございませ。 ・前回の審議会におきまして、「市町村が委託料を負担しない形での公共回収は」とのご意見をいただきました。そこで、市町村が、業務委託により公共回収を実施する場合のいくつかの方法、そして、それぞれの方法が、法令など、国の考え方と照らし合わせて実施可能であるのかどうかを検証する資料を作成いたしました。 ・まず、資料の左上、「市町村の処理責任についての根拠法令・通知」をご覧ください。廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、「市町村は一般廃棄物の処理に責任を
--	--	---

		<p>負うものであること」が明記されております。また、平成26年10月8日付環境省通知におきまして「一般廃棄物の処理を他者に委託する場合であっても、市町村はその処理に責任を負うものである」との国の考え方が示されております。</p> <ul style="list-style-type: none">・これを前提に、次の「委託方法の種類」をご覧くださいと思います。業務委託料や資源売却益など、業務を委託する側である市町村と、業務を受託する側の事業者との間に行き来するお金の流れを基に、委託方法の3つの種類を考えてみました。・まず種類A、市町村は資源回収業務の委託料を支出するとともに、回収した資源物の売却益を得る方法です。ちなみに、これは、現在衛生組合で実施している方法であります。・次に、種類Bは、市町村は一切の委託料を支出しない代わりに、資源売却益も得ません。業務受託業者は、資源売却益のみを原資として、回収業務を実施する方法です。・最後に種類C、業務受託業者が、資源売却益のみで回収業務が実施不能である場合、市町村が、その収入補填を目的とした委託料を支出し、回収業務の実施を確保する、という方法です。・この3つの方法が、先ほど前提としました国の考え方に適合するものであるのかどうかを、次の「・委託方法の検証」により考えていきたいと思います。・先ほどの環境省通知によりますと、「市町村が収集業務を委託する場合、法令に規定する『委託基準』に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理を行うことを確保しなければならない」とされています。そして、その「委託基準」には、「受託料が受託業務を遂行するに足りる金額であること」が含まれております。これは、一般廃棄物の処理が滞りますと、市民生活に非常に大きな影響を与えることが想定されますことから、委託費用の不足が原因となり、そのようなことが引き起こることがありませんように、との考え方に基づくものであります。・そこで、この考え方を、先ほどの種類AからCにあてはめて考えて参ります。・種類Aにつきましては、国の調査した人件費や、県の設定する労務単価等を参考に委託料を算出することによ
--	--	---

		<p>り、「受託料が受託業務を遂行するに足りる金額であること」となる、と考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方、類型Bにつきましては、資源売却益は、その時期の相場により変動いたしますことから、「受託料が受託業務を遂行するに足りる金額であること」である確証を得ることは困難であると考えております。 ・また、類型Cにつきましては、国の考え方は「受託料が受託業務を遂行するに足りる金額であること」である一方、このケースの委託料は、資源売却益では不足する金額を補填する性質であることから、委託料だけを見ますと、「受託業務を遂行するに足りる金額」に満たないことは、明らかでございます。 ・これらによりまして、資料右側中段の「・検証結果」にございますとおり、資源物を公共回収、つまり市町村により実施する場合の委託方法は、現在衛生組合で実施しております類型Aの方法とすることが、国の考え方に合うものであろう、と考えられます。逆を申せば、市町村が当事者となり資源回収業務を行う場合、そして他者に業務委託する場合、現在の方法により行う他無い、と言うことになります。 ・ちなみに、資料右下に、参考といたしまして、環境省通知の抜粋を掲載してございますが、一番下の行にございますとおり、「市町村の処理責任は極めて重いものである」と明記されております。先ほど申し上げましたとおり、一般廃棄物の処理が滞りますと、市民生活に非常に大きな混乱を招くことが想定されます。委託費用の不足が原因となり、そのようなことが引き起こることがありませんよう、市町村として、費用面から適正処理を担保する必要がある、ということなのではと考えております。 ・以上が、資料2の説明でございます。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは引き続きまして、A3の資料3の方をご覧になっていただきたいと思っております。 ・「資料3 資源物の資源集団回収100%対応自治体と久喜宮代衛生組合の比較表」でございます。こちらについて、私赤羽から再び説明させて頂きたいと思っております。 ・こちらにつきましては、表題の通り資源物の資源集団回収100%を達成しております横浜市と埼玉県の新座
--	--	---

		<p>市、それと久喜宮代衛生組合を比較した表になっております。内容について、かいつまんで説明の方をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず、面積と人口等でございます。横浜市はご存知の通り政令指定都市ですので、面積・人口ともに非常に大きな自治体であります。一方、新座市は東京都に面しており、自治体の面積は組合の4分の1以下であります。人口・世帯は組合の80から90%位と、小さな範囲に人口が密集しているような自治体でございます。 ・次に、資源集団回収団体数でございますが、横浜市が4,327団体、新座市が157団体となっております。久喜宮代衛生組合は85団体でございます。この数字を上の方に記載しております面積で割りますと、1平方キロメートルあたりの資源集団回収団体数は、横浜市が約10団体、新座市が約7団体なのに対し、久喜宮代衛生組合は1団体以下となっております。 ・次に、区の数でございます。政令指定都市の横浜市は除外いたしまして、新座市のみ記載させて頂いておりますが、新座市は61区制でございます。その全ての区が町内会としてですけれども資源集団回収団体として登録されているとのことです。上記の資源集団回収団体数と合わないのは、PTA等の非自治体系の団体も活動していること、また、同じ区の中でもマンション管理組合等が独立して団体を作っている場合があるからとのこととございました。 ・一方、久喜宮代衛生組合管内の区の数、現在久喜市が259区、宮代町が78区で合計337区となっております。仮に全ての区が資源集団回収団体として登録された場合の団体数は、現在登録されている非自治会系団体、PTA等の団体が51団体でございますので、そちらの方を加えまして、388団体となる見込みでございます。 ・次に、回収地域でございます。久喜宮代衛生組合の数値については、左側の※のところに記載させて頂いておりますけれども、資源集団回収団体のうち町内会系の団体とマンション管理組合系の団体を抜き出し、それらの団体の登録申請書に記された回収対象世帯数を、久喜宮代衛生組合管内全体の世帯数で割り、求めたものがございます。 ・久喜宮代衛生組合で、町内会・マンション管理組合系の
--	--	--

		<p>団体が回収している地域は21.6%となっております。しかしながら、こちらの方の内訳を見ますと、久喜市の方が24.6%となっておりますが、さらに詳しく見ますと、久喜地区が0.9%、菖蒲地区が0%、八甫地区が57.5%、そして宮代町が8.3%となっており、地区によって大きな差が生じているところでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方、100%を達成している横浜市と新座市でございますが、当然今は100%なのですが、資源集団回収100%移行の目標策定前の資源集団回収地域がどのようなものであったかをお聞きしましたところ、横浜市については70%超であった、一方、新座市については0%ということでした。新座市につきましては、モデル地区で実証を行った後に完全移行という長期計画で移行を進める体制であったため、最初にモデル地区として当時の市長の地元町内会の方で団体を設立し、徐々に広げていったということでした。 ・次に、資源の回収量でございます。破線の上段の方が、公共回収と資源集団回収で回収された紙類・布類の資源の総重量のうち、資源集団回収で回収された量の割合、下段が、資源集団回収団体の中のうち、町内会・マンション管理組合系の団体で回収された量となっております。 ・久喜宮代衛生組合における資源集団回収団体の紙類・布類資源の回収量は22.9%ということになっておりますが、このうち町内会・マンション管理組合系の団体の回収量だけにしますと9%に留まっております。また、その内容も回収地域と同じく、久喜地区0.5%、菖蒲地区0%、八甫地区26.8%、宮代町7.3%と、地区により偏りが生じているところでございます。 ・次に、横浜市と新座市が資源集団回収に100%移行するにあたり、計画策定から達成までに要した年数でございます。横浜市は紙類で3年、布類で4年となっており、新座市がモデル地区で10年、その結果を受けて100%移行しようとしてから7年、計17年となっております。 <p>事前に資源集団回収の下地があった横浜市は比較的短期間で移行しておりますが、下地のなかった新座市につきましては17年間を要しているということでございます。</p>
--	--	--

		<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に、資源集団回収団体に対する報償金でございます。横浜市はキロ3円、新座市はキロ4円、当組合はキロ7円となっております。 ・次に、資源集団回収の対象品目でございます。紙類・布類は全団体に資源集団回収の対象品目となっております。その他に横浜市については、びん類・缶類も報償金の対象となっております。ただし、横浜市のびん類・缶類につきましては、公共回収の対象品目にもなっております。 ・次に、左の欄で「回収」となっているところでいくつか項目をまとめておりますが、資源集団回収で出された資源の回収作業についてでございます。 ・こちらの方は、横浜市と新座市で順番に内容の方をお話しさせていただきたいと思っております。 ・まず、横浜市については、資源の排出日・排出場所は団体任意で、公共回収の集積所を使用することも、公共回収のない日に置き場所を少しずらしてステッカーを掲示するという方法で認めております。回収は回収業者が行い、取り残しがあつた時の問合せは直接業者に連絡する形となっております。また、行政の方で地区の回収日の住民への周知は行っておりません。 <p>また、自治会未加入者対応として公共施設等に回収ボックスを設置しているほか、高齢者・障がい者等排出困難者への対応として、行政で個別回収を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に新座市についてでございますが、資源の排出日・排出場所については、町内会系の回収団体は市の方でそれらが規定されております。 ・資源物について、新座市はびん・缶・ペットボトルを公共回収で集めていますが、町内会系の回収団体は、その公共回収日に同じ集積所で実施するような定めとなっております。また、市で回収日を設定していることから、市のごみ・資源収集表にも回収日が明記されているうえ、その収集表の方には紙類・布類が資源集団回収団体により回収されていることが書かれておりません。このため、排出している住民の方は紙類・布類についても行政が回収していると認識していると思われる新座市の担当者の方はおっしゃっておりました。 ・このように、住民の方は紙類・布類の資源を行政が回収
--	--	--

		<p>していると認識している為、取り残し等の対応窓口も行政となっております。それらの苦情・問合せが寄せられた場合は、行政では資源集団回収団体を通さずに、回収団体から回収を委託されている業者に直接連絡し対応をお願いしているということです。また、同様に行政回収と同等に思われているというところがございますので、自治会未加入者への対応も行っておりません。</p> <ul style="list-style-type: none">・その他、高齢者・障がい者等排出困難者への対応なのですけれども、こちらの方は新座市の方ではそういった制度が公共回収の方にも今はないということなので、行っていないというような回答でございました。・なお、新座市の方の紙類・布類を回収している資源集団回収団体が依頼する回収業者なのですけれども、こちらの方は資源集団回収団体が契約した業者であって、行政の方がびん・缶・ペットボトルを公共回収していると申しましたが、こちらの方も当然業者委託しているわけですが、その委託業者とは全く別だということでございます。委託業者の方は現在資源集団回収の回収業者の方には入っていないということでございます。・次に、資源集団回収団体から依頼を受け資源の回収を行う回収業者についてでございます。表でいうところの「回収業者数」「回収業者に対する助成金」「業者による組合等の有無」の欄でございます。・回収業者の数については、横浜市が184業者、新座市が17業者、衛生組合が19業者となっております。この業者数で資源集団回収団体数を割りますと、1業者あたりの受け持ち団体数が横浜市が24団体、新座市が9団体、衛生組合が4団体となります。横浜市の1業者あたりの受け持ち団体数が多くなっておりませんが、先日視察に行きました時に横浜市の担当者からもお話がありましたとおり、横浜市の業者はNPO法人を立ち上げており、それで調整をとっているとのことでございます。なお、新座市の方につきましてはそういった業者の組合はないとのことございました。・次に、回収業者に対する助成金についてでございます。当組合については現在ございませんが、横浜市・新座市については制度がございます。基準につきましては比較表の「助成金の内容」という欄に書かせていただいておりますけれども、かなり複雑なのですが、基本的に資源
--	--	---

		<p>の売却単価が下がった際にそれを補てんするような制度となっております。また、新座市の制度は、売却単価が高くなった場合には業者から逆に売払金の一部を納入させる点が特色となっております。</p> <ul style="list-style-type: none">・なお、平成26年度のキロ当たり助成金単価でございますが、横浜市の方は紙類については助成金なし、布類が4.8円。その他、公共回収も行っているびん類にも2.7円を支給しているとのことでした。新座市については、紙類に1円、布類が4円となっております。・こちらの方までが回収業者に関する事項でございます。・最後に、一番下の段の「事務処理」の説明に入らせて頂きます。・こちらの方は報償金交付に係る事務処理でございます。・報償金を交付するには、まず団体側から行政側に実績報告書もしくは交付申請書を提出する必要がありますが、これらの書類の提出時期については、衛生組合が3カ月に1回なのに対し、横浜市・新座市については毎月ということになっております。・ただし、横浜市と新座市では書類の作成者が異なっており、横浜市では不正受給を避けるため、回収団体と業者の双方から実績報告書を提出させているのに対し、新座市については回収業者の方が全て作成し、回収団体は書類の確認を行うのみとなっております。・これら、先ほどの回収方法も含め、横浜市と新座市では大きな違いがございますけれども、この方式の違いにつきましては、横浜市の制度が従来の資源集団回収の発展形といえるのに対し、新座市については資源集団回収団体に極力労力がかからないようにすることを念頭に置いた制度ということであると思われま。・これは、100%資源集団回収の方に移行する前から資源集団回収の下地があった横浜市と、資源集団回収の下地が無く、各町内会に回収団体の設立からお願いしていた新座市との状況の違いによるものと推測されるものでございます。・最後に、団体から報償金交付申請を受けた行政側の対応でございます。・報償金の交付時期につきましては、当組合では申請を3カ月に1回しか受けておりませんので、支払いの方も3カ月に1回ということになっております。横浜市と新座
--	--	---

		<p>市の方は毎月お支払しているという事ですが、その下の「行政の事務担当者」のところをご覧になっていただきたいのですが、現在、当組合につきましては、提出された申請書・実績報告書の内容確認から交付までの事務を正職員1人で行っております。これらの事務にはおおよそ半月ばかりかかっているところでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に、横浜市でございます。横浜市につきましては、団体数が4,327団体、さらに回収業者からも実績報告書を出させているということでございますけれども、そうやって出された申請書の確認、集計、交付金の決定までの事務は、全て業者に委託しているとのことでございます。職員はやっておりません。交付金の振込事務のみ職員の方が行っており、正職員2人が担当しているとのことです。 ・次に、新座市につきましては、正職員1人、臨時職員2人の体制で事務を行っております。 ・以上で、「資料3 資源物の資源集団回収100%対応自治体と久喜宮代衛生組合の比較表」の説明の方を終わらせていただきます。 <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・続きまして、資料4につきまして、ご説明申し上げます。 ・右上に「資料4」と記載があります、大きなA3版の横長印刷1枚、上の中央に太字で、件名「資源集団回収事業への移行に関する経費試算について」と記載がございます資料でございます。 ・前回の審議会におきましてお配りいたしました「資料3 資源集団回収事業関連数値について」という資料を発展させたものとお考えいただきたいと思います。 ・まず左上、①表ですが、前回の資料3表にてお示いたしました経費について、より精密に算出をしたものでございます。資源集団回収事業における、年4回の報償金の申請及び支出につきまして、職員1名が半月の間従事すると仮定した場合の人件費819,344円を加算し、平成26年度の資源集団回収事業経費を15,291,403円とするものでございます。加えて、前回の資料4表にあります公共回収経費を加算いたしますと、集団回収の対象品目であります紙・布類の処理総経費は91,903,706円となるところでございます。
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・次に、②表ですが、前回の資料3表にてご覧いただきました回収量の統計でございます。 ・前回の資料3表では、公共回収中、雨に濡れる等によりリサイクルできなかった古衣料5.15トンは除かれておりましたが、今回の資料では、その分も加えた重量を記載してございます。よって、平成26年度における衛生組合の紙布類の回収量は、公共回収6,976.16トン、集団回収2,067.437トン、合計で9,043.597トンとなるところでございます。 ・続きまして、右上の③表でございます。先ほどの②表で求めました、紙布類の回収量であります9,043.597トンの全量を、集団回収で実施する場合の経費を試算したものでございます。現在、衛生組合の制度では、1kg当りの報償金7円を回収団体に支出する制度となっております。よって、回収団体への報償金支出額は63,305,179円、加えて、業務増により倍増した人件費を加算いたしまして、紙布類の全量を集団回収により対応する場合の経費は64,943,867円となりました。①表で求めました処理総経費であります91,903,706円と比較いたしますと、26,959,839円、29.3%の減となることが分かりました。 ・なお、参考といたしまして、本日の資料3によりご説明させていただきました、神奈川県横浜市及び新座市の制度をあてはめる場合、それぞれの場合につきましての算出表を掲載してございます。いずれの場合におきましても、現在衛生組合にて実施している公共回収をメインとした収集体制と比較し、経費面においてメリットがあることが分かりました。 ・なお、この試算では、回収団体への報償金単価及び回収業者への奨励金単価をいくりに設定するかによりまして、経費も増減することとなります。つきましては、久喜宮代の集団回収方式が一番高い、横浜方式が一番安い、という個々の方法の比較ではなく、先ほど申し上げましたとおり、公共回収よりも集団回収の方が、経費面でメリットが生ずる可能性が高いということを、この資料によりご理解いただきたいと思えます。 ・また、今回の資料にはございませんが、前回の審議会におきまして、「集団回収を廃止して全量を公共回収する場合の経費の増額は」とのご質問をいただき、およそ3,
--	--	--

		<p>300万円と回答いたしました。その後、更に精査いたしましたところ、集団回収を廃止して全量を公共回収する場合の回収経費は、③表に記載がございます、公共回収を廃止して全量を集団回収する場合の経費であります64,943,867円よりも、25,735,935円、39.6%の経費の増となりましたことを補足させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上が、資料4の説明でございます。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。 ・それでは意見交換に入りたいと思いますが、発言の際は、挙手をしていただき、必ず氏名を言ってから、発言してください。ご発言のあります方、どうぞ。 <p>(築井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・築井山と申します。色々と資料を具体的に提示願いました、非常に分かりやすい資料の中で説明がありました。この中で、全部を今ここで理解するというのはほとんど皆無に近いかなという感じを受けました。 ・そこで2、3確認の意味でご質問をさせていただきたいと思うのですが、説明の中で重複する面もあるかと思いますが、その点ご容赦頂きたいと思うのですが、まず、資料3で、ちょっと感じたところなのですが、先ほど鈴木補佐の方からも説明のあった所なのですが、現在久喜宮代の方では公共回収と集団回収ということで、比率的には22.9%が集団回収ですよというお話でありました。そこで、この回収業者に対する助成金ということなのですが、久喜宮代の方では19の回収業者に業務委託という形で公共回収をやっているととれるのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。 <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただいまご質問いただきました回収業者の関係で回答させていただきます。 ・今回ご審議をいただいております、公共回収と資源集団回収という大きな二つの方法なのですが、実際に公共回収と資源集団回収で業者に対する私どもの関わりにつきましても明確に分かれていますところでございます。
--	--	--

		<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源集団回収につきましては、事業者の方から私どもに登録をいただく形となっており、登録をいただいた中でそれぞれの回収団体、PTAなり町内会なりといった回収団体が、その登録事業者の一覧を見ながら個々に折衝し、それぞれ当事者間で契約を行っております。そういった状態が、現在の資源集団回収の団体と事業者との関わる方法でございます。 ・一方、公共回収につきましては、市町村が収集業者と個別に直接契約を行っております。それは今のところ各エリアにつきましてそれぞれ異なる業者となっておりますけれども、方法といたしましては行政と事業者との間の契約になっているところでございます。 ・これが、資源集団回収と公共回収との契約方法の違いとなろうと思われれます。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続きまして、資料3にあります回収業者数につきましては、さきほど補佐の方から説明のありました資源集団回収団体が依頼できる業者数になっております。言いかた的には例えば許可業者みたいなことに近いと思われるのですが、団体から資源の方を運搬してもらえ業者はありませんかということで聞かれた場合に、久喜宮代衛生組合に登録されている業者はこれですと、この19業者の一覧をお渡しします。団体の方はその19団体の中から自分の方針に合う業者と契約をされてやるということでございます。 <p>(築井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その辺の具体的なことはやはり簡単でいかようにもなると思うのですが、まず、初歩的な事で聞いている訳なのです。たまたま資源回収という事で、公共回収と集団回収がありますよと。一方では業務委託という形でそれぞれ業者の方をお願いをして回収していますよと。それを約77%くらい業務委託という形でやっていますよと。それにはどうであれ市が委託をして回収をお願いしているわけですね。そこに関わる資料という形の中で、回収業者に対する助成金という名目になっておりますけれども、ここには委託料という形の中で、お金というものが
--	--	--

		<p>反映されてくるのかなど。もっと具体的に申し上げるならば、集団回収であれば、キロ7円という形の助成金でやっているから非常に久喜宮代は経済効果がありますよというの正直よくわかります。しかし、なかなか集団回収という形であっても、今でも23%くらいですから、当然のことながら公共回収というのを広げていかなければならない、広めていかなければならないのだけれども、一方では委託という形でお金が出てきますよと。その辺との因果関係をもう少し広げると、非常に理解がしやすいのかなとということで申し上げたところなのです。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ですから、一方では公共回収・集団回収、そして集団回収をやるところでもPTAとか町内会といっても、そういう面でのトラックだ何だかんだの輸送やらのシステムが無い場合、当然中間の一般業者をお願いをしなければならない。これもよく分かります。ですから集団回収というなかでも、全部が問屋業者の方まで持っていけるかといえば、これはなかなかいけませんよね。そういう意味でその辺をどう整理する中で私達は認識していけば良いのかということが分かるようで分からなかったものですから、その辺を申し上げたところなのです。・ もう少し具体的に申し上げるならば、この資料3の中で、集団回収団体に対する報償金ということで、今、久喜宮代の方ではキロ7円ですよと。他のところでは4円、3円という形でありますよということですね。ここら辺はなぜそういう格差があるのかというのは、そういう面での助成をこちらの方でやらないと、負担ばかりが町内会なり集団回収の方にいっちゃうから、その辺の報償制度をそちらの方で上乘せしていて他市町村よりも高いですよと読み取ることができたのですよね。一方ではそれをさらに広げるためには、今度はこの回収業者に対する助成金というものを、委託料とどうマッチングさせたらよいのかなというところが、ちょっと見えなかったのですから、その辺をどのように解したらよいかなとということで打診をさせていただいたところなのです。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none">・ ただいま筑井山委員からありました委託料と回収業者に対する助成金の関係について、少しご説明させて頂きたいと思います。
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none">・ さきほど資料2のところで鈴木補佐からも話のありました公共回収に係る委託料、公共回収で行う場合には委託料を支払わなければならないというものがございました。こちらの方の委託料というものについては、業務委託というのは業者の方に「こちらの方をやりなさいよ」と公共の方でやります、その費用について委託料ということでお支払いをしているわけでございます。・ 一方、資源集団回収の場合は、資源集団回収団体の方が業者に依頼しているというものでございます。つまり、この間に行政が契約関係で立ち入らないわけでございますから、そもそも契約関係がないので委託料の方はまったくかかっておりません。・ それでどのようなことになっているかと申しますと、まず、久喜宮代衛生組合管内におきましては公共回収を行っております。公共回収の方には当然委託料をお支払してやっております。その他に資源集団回収団体が行っている資源集団回収事業がございます。そちらの方で回収している業者の方にはただ今衛生組合では委託料も何も支払ってはいないという状況でございます。・ それを踏まえまして資源集団回収団体100%の自治体がどのような形式になっているかと申しますと、こちらの方につきましても、資源集団回収団体とそここの業者との契約でございますから、横浜市、新座市ともに委託料は支払っておりません。公共回収の方はやめてしまっておりますので、当然こちらは委託料という形では0となるということでございます。・ しかしながら、公共回収の方をやめてしまっておりますけれども、こちらで万一業者の方が「資源集団回収をもうやめます。うちでは対応できません」ということになってしまうと、当然そちらの方は資源を回収するところが無くなってしまいますので、そういったことが起こらないようにというような目的もあって、回収業者に対する助成金というものを制度として盛り込んでいるという側面があるようでございます。特にこちらの方は先ほど資料3のところで話しましたけれども、売却益が低くなると助成金の方が上がるというのは、つまりそういったこと言い方が悪いですけど補てんをいたしまして、資源集団回収の方を続けてくださいというようなものであると考えております。
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none">・まとめますと、資源集団回収に100%移行すると、行政の方から委託料ということで業者の方に支払うのは0になるということでございます。以上でございます。 <p>(佐々委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・鷺宮地区から参っております佐々でございます。私達が日頃町内会、自治会あるいは地域活動の中で最近感じるのは、最も身近でありながら大きな課題でもあるのは環境、それから福祉ではなかろうかと思っております。福祉もたいへん幅が広い。この環境・ごみについてもたいへん大きな課題であろうかと思えます。・今私どもがここで進めておりますのは、究極はごみを減らそうという意識を市民に持ってもらう。報償金等が出ておりますけれども、そういう方向に向いての一つの手段・方法であるのではないかと受け止めております。いかにしてごみを出さずに効率よく回収して処理をしていただくか。・先ほどここで2つだけですね、今急いで3ページから4ページお聞きしましたけれども、非常に幅が広いのですね、たくさんありますけれどもその中で2つだけお聞きしたいのですが。・一つは、事業者に対しての補てんですか、助成金ですか、業者がやっていけなくなると回収に困るわけですね。当然収入のこともある。したがって業者を監視といったらなんですけれども、助成をしながら指導をしながらともに効率よく回収していく。ここです、業者の数が横浜市、新座市、久喜宮代と出ておりましたが、この業者に対しての助成金を扱う時に、企業努力とか省力化とか効率化というものをどうやって判断するかが大変難しいところではなかろうかと。のんびりやっていて、やっていけないから助成金を下さいというのも困りますし、そうかといってあまりきつい仕事をさせても無理をさせると当然事故等も発生すると思えます。これが非常に大事なところではなかろうかと。あと、回る地区によつての回収量。人口密集地帯でしたらかなり資源が回収できます。一方農村地帯では同じ量を集めるにはかなりkm数が大きくなりますね。これはいつもの資源回収はなかなかできないと。それを一律に当てはめるとするのも大変だと。それが一つです。
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・それから報償金が横浜市が3円で新座市が4円ということで、久喜が7円出せる根拠というか、7円出しても相対的にプラスになりますよということですけども、では相対経費は久喜は高かったのかなと、人口一人当たりですとか。あるいはごみが出ていないのかなというのもありますけれども、7円ということについて、どうして7円なのかということでご説明頂ければと思います。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは佐々委員からご質問のあった事項についてお話しさせていただきますと思います。 ・まず、業者の方の助成金関係で、補てんという考え方があると。ただ、こちらの方は企業努力ですとか回る地区とかそういったところで変わってくるのではないかというようにお話がございました。確かに佐々委員のおっしゃられる通り、助成金で基本的に横浜市・新座市の方は集めた量でキロ何円を出されている訳です。ですから業者で利益を得ようとしたしましたらば、それこそ投資とかそういうのをしないでとにかく台数を抑えてそれだけ集めてしまえば、それは確かに自分の利益の方は上がります。ですけども、そういったことで事故等を起こされても本末転倒ですので、もし資源集団回収に100%移行するとなった場合は、こちらの業者の方は登録制となっておりますので、そこらへの基準については熟慮しなければいけないと考えております。 ・もう一点、報償金でキロ7円支出している根拠ということでございますけれども、久喜宮代衛生組合では合併前から確かキロ7円でやっているのですけれども、まずはこちらの方資源集団回収団体ということで、こちらの方を盛んにしようという考えがございまして、こちらの方は高い金額でやろうという考えが前からあったというのが一点、あともう一点が、先ほど申しました回収業者の助成金、そういった助成金を出している自治体もございますけれども、久喜宮代衛生組合では出しておりません。そういった投資等も少ないという事で7円が維持できていたとも考えられます。あとはこちらの方は私の方の推測でございますけれども、今の登録団体数85団体とございます。他の地区の団体数と比べると非常に少ないということになるかと思います。少ないからこそ厚くでき
--	--	---

		<p>たという側面はあると思います。これが倍増とかいたしますと、当然支給の方も倍増する可能性がございます。そうした時に組合として7円が維持できるかどうかというようになりますと、こちらの方は検討しなくてはならないのではないかと思います。</p> <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐々委員のご質問の中で、地域によっては様々な住宅地もあれば農村の地域など様々な地域がありますがという趣旨のお話をいただいております。実際にこちらの資料にもあげさせていただいております横浜市ですと、面積が資料3ですと435平方キロメートルということで、非常に広い面積となっております。単に横浜市といいますとイメージするのが開けた大都会というイメージですけども、その周辺にはちょっと離れますと非常に山間の、住宅が必ずしも密集をしておらない、そういった地区もあると存じております。そういった中でも横浜市につきましては報償金の単価等は一律ということで聞いております。こちらにつきましても、そういった例を踏まえて、次の段階、具体的に資源集団回収制度を進めるとなった場合の報償金の点につきましては、そういった面、他市町の検討の材料等も含めて金額を考えていく必要があるのかなと考えております。 <p>(佐々委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ちょっと今のことについて一言追加いたします。 ・ 最初決めたことでこれですと行くんだというのは、なかなか世の中も変わりますし、状況も変わりますから難しいと思います。しかし、私どもも含めた担当の皆様方で試行錯誤を繰り返して、ごみについては先駆けの市となっただくということで、ひとつ今後とも皆様方をお願いしたいと思っております。 <p>(名合委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮代町の名合です。 ・ 今日いただいた資料の中で、やはり公共回収よりも集団回収の方が約3割くらい費用を削減できるということは分かりました。確かに集団回収は、圧倒的に公共回収から集団回収の方へシフトしているのはよく分かっています。
--	--	---

		<p>す。それで埼玉県は確かに公共回収が多いという事も今までの資料の中で分かってきたのですが、特に埼玉県であっても新座市が今言ったような集団回収に100%シフトしたと。久喜宮代衛生組合も全国に並んで集団回収にシフトしていこうという流れはよく理解できたのですが、その中で例えばいわゆる市民生活に大きな混乱が生じないようにするにはどうしたらよいか。例えば集団回収した場合に特に宮代町の場合だと78の区長制度がありますので、そこから降ろして集団回収にしていこうとなった場合、色々な段階というか手続きというのですか、計画とかまたは計画に従って業者の選定だとか、選定した時に周知だとか、いわゆる色々な手続きがあるわけなのです。横浜市の方はNPOの方がある程度あるということによく理解できるのですが、新座市を見ますとその手続きはやはりモデル地区が先行しているために手続きが割と簡略化されていると。現在、久喜宮代衛生組合でも集団回収をする時の手続きだと、登録の申請とか報告とか決算とか会計とか、または登録団体に対する通知だとか報償金の書類の手続きとか、色々な手続き関係が複雑じゃないかなと思うのです。当然集団回収100%移行をすればもっと簡略化されるべきと思うのですけれども、集団回収へシフトするなかでやはり今の78ある区長制度を利用した場合、今みたいな手続きを求められるとすとかかなり人間が関わるのではないかなと私は思うのです。一気にやろうということであれば、それはそれなりに久喜宮代衛生組合の方で色々な事前周知のPRが必要だと思います。</p> <ul style="list-style-type: none">・それでこの月刊廃棄物の中でも、去年の12月に青森県がやはり公共回収から集団回収に移行しようということで色々な取り組みをされてますけれども、やはり流れとしてはその方向であるというのは私は良いと思うのですけれども、その中でやはり混乱を生じないようなことを。やはり全然まだ見えてないわけですね。確かにまだそこまで結論が出されてないからやむを得ないとも思いますけれども、本当に混乱は生じないのかという疑問がやはりあるのです。今の宮代町の区長の中で、そのような手続き、移行の中で毎年毎年報償金をもらうとしても、手続きが本当に可能であるような形に。それと自治会に加入していない場合はどうしたらよいのかとか、疑問が
--	--	---

いっぱい出てくるのですね。ですから、集団回収のメリットというのはありましたけれども、逆に今度はデメリットというのですかね、そういうような混乱が生じないようなものをぜひこれから考えていかなければいけないのかなという疑問が非常に生じたので。私の意見としては今日の資料の中で受け取れた感じは、そのようないきなりこれからスタートした場合にそういうような問題が生じてくるのではないかなということを感じました。

(赤羽減量推進係長)

- ・ すいません。今、名合委員からご意見をいただきましたが、ちょっと本日こちらの方の検討課題という事で最終目標の方を決めようという話がございました。そのところで少し、名合委員も懸念されていた事項がございませぬけれども、事務局の考え方の方を少し話させて頂きたいと思います。
- ・ 今、久喜市と宮代町の方で、ごみ処理基本計画を立てるという検討委員会が始まっているのはご存知だと思いますが、この場で最終目標を決めるという事を申しましたが、ちょうど平成35年に久喜市の方でごみ焼却施設が動き出す予定であると。それによって久喜市と宮代町の方でごみ処理の方を行う予定であるというような話がございませぬ。今こちらの方で考えて頂きたいのが、平成35年までにこちらの方をやるのかということとございませぬけれども、私どもの方では平成35年までに完成させるというようなことは考えておりませぬ。将来的な目標の方を決めまして、平成35年までに100%完遂して渡すんだではなくて、こちらの方は場合によってはモデル地区とかを始めまして、その結果を受けて久喜市・宮代町の方に引き継ぐですとか、そういった方法でもこちらの方は構わないと思われませぬ。逆に新座市とかの例とかで見ますとかなり年数がかかっておりますので、これを強引に7年で方付けようとなりますと、かなり問題も生じてくる可能性がございませぬ。ですので、平成35年という事にこだわらずに、久喜宮代衛生組合・久喜市・宮代町の方の方向性として、こういった方向性がよろしいのではないかなというようなことで、最終目標の方は考えて頂ければと思われませぬ。当然、久喜市・宮代町の基本計画

の検討委員会の事務局の方には、私どもの方でそういったことで目標を定めましたという事はお話しさせていただきますし、また、そちらの委員会の方に入っている委員さんもいらっしゃいますので、そちらの方は大丈夫だとは思いますが、そういう事で久喜市・宮代町のタイムリミットの方に囚われずに、最終目標について検討していただければと考えております。

(貞方委員)

- ・質問が3つほどございます。色々たくさん資料の方を作っていたかましてありがとうございます。
- ・まず資料2なのですが、検証結果として類型Aが適合すると書いてあるのですが、私が今までのことを理解していないのだと思うのですが、このA、B、Cの比較をした理由とは何なのかなど。ちょっと分からなかったものですから。

(鈴木業務課長補佐)

- ・では、資料2につきましてのご質問を貞方委員からいただきました。
- ・こちらの資料なのですが、前回のご審議の中で、今集団回収と公共回収、集団回収ですと行政の支出としては回収団体の報償金というのがありますけれども非常に低く抑えられている。委託ですとそういうところの費用がかかりますよと。そういった形で、また、一部の集団回収の業者の実施している方法、本日の資料1にも示させていただきましたけれども、この方法の中で、場合によっては収集業者が集めた品物を売却をすることで利益を得ると。そういったことでそれだけを原資として仕事をしているように見受けられる、そういった可能性もあろうかと。それをそのまま行政と業者との間に当てはめることはできないかと。つまり、業者の方が自分達で集めた資源物売る事だけで公共回収と同様な規模でそういった仕事ができるものなのかなど。そういった形で前回そういった趣旨のご質問をいただいたと思います。そういった形で、はたして業務委託のあるべき姿というのはどういった姿が適切なかというところで、今回の資料につきまして検証をした、そういったところでございます。
- ・やはり法律それから国の通知等からも含めると、やは

		<p>りごみの処理というのは市町村が負うべき責任でございます。こういった責任を持ってやっていることをもし業者に委ねる場合はそれ相応の、担保ではございませんけれども「この委託料でこの仕事をしっかりやってください」といった形で、市町村が責任を全うできるようなやり取りが必要であろうと。それがこの資料2でいうところの類型Aのやり方なのかなと。それ以外のB、C、こちらにつきましては、なかなかそういった考えからしますとそぐわないのかなというところで、現在ご審議をいただいています公共回収それから集団回収、先ほど来多くの方が集団回収のやり方も色々ありますよねという形の内容を前提としてご質問ご意見等いただいておりますが、一方の公共回収につきましてはこちらの類型Aのやり方しか法令等に照らし合わせるとないのかなと。一方集団回収は様々なやり方があると。本日につきましては、そういった前提のもとで大きな方向性をもし決定をみる事ができれば大変ありがたいなと考えているところでございます。</p> <p>(貞方委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・分かりました。・2番目と3番目の質問なんです、資料4ですけれども、そこで26年度の報償金交付額が合計で14,472,059円と載っていますけれども、団体が85あるそうですが、それで割り算をしてみたら1団体あたり17万円という報償金になりますけれども、これはどういったことに使われているのか。団体は色々使っているんだと思いますので、難しいとは思いますが多少でも分かればと思いました。・それから3番目ですね、③で試算していただいて、それぞれ試算すると2,600万円なり5,000万円なり処理費用が減るわけですけれども、市民の立場から、減ってどうなるのかと。もちろん市民税が減るとは思いませんけれども、では組合経費が減って、結果どうなるのかということも知りたいと思います。以上です。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none">・それでは貞方委員のご質問のうち、まず報償金がどのように使われているのかという内容でございます。
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none">・実はこちらの方は、団体の登録申請が2年に1回行われております。そちらの方で2年に1回行われる際に、決算書の方を付けてくださいということをお願いしております、当然決算書の方ですと、収入の部、歳出の部ということで分かれております。収入がいくらありました、そこでうちの団体ではこのように使いましたということで収支決算の方が出ると思うのですけれども、基本的にこちらの方は収入の方で報償金が載っていない団体は認めておりませんので、全て団体の方に報償金は入っており、個人的に使っているとかそういったことはございません。実際にはそういったことで団体の方の収入ということになっておりますので、運営費として使われているというようなこととなります。その運営費がどのようなことに使われているということにつきましては、やはり町内会系の団体さんですとかPTAの団体さん、またスポーツ少年団とかそういったところによって性質は大きく変わってございます。ですけれども基本的にそのところの運営経費の一助となっているということで私どもの方では判断しております。 <p>(鈴木業務係長)</p> <ul style="list-style-type: none">・続きまして資料4の③についてのご質問をいただいております。資料4の右側につきましては、集団回収に全量を行移した場合は試算ということで、様々な例に基づきますケースに当てはめた表を掲載してございます。そのなかでは、3つの表いずれにいたしましても減額となっております。実際に、一般的なお話として私どもにも当てはまるお話なのですが、やはり自治体の収入自体が税収とともになかなか上がってこない。むしろ減少傾向かつ社会的にも高齢化がどんどんと進捗をしている状況。こういった中でなかなか自治体の収入面につきましても非常に今後も厳しい事が考えられます。・ですので、ここでそういった事業を金額的にもスリム化することで、当然ながら直接皆様方の生活にこの減額分がどのようなというのはなかなか今の段階ではお話しがしにくいのですが、ただ一方で皆様方の生活面におかれましては、今までの公共回収で広く私どもが得た売却益を加味しまして、色々な金額的に折り合いをつけましての業務を行ってきたわけなのですけれども、もし集団回
--	--	--

収に移行しますと、今度は皆様方にそういった報償金を、100%移行であれば全てのエリアの団体の方に直接配分されることとなります。こういった中で、減額することはそういった大きなところからのものしか言えませんけれども、実際に市民お一方お一方の生活で見ますと、そういった地域におきましても財政面でも有利になる事は多分に考えられようかと考えております。

(貞方委員)

- ・分かりました。ありがとうございました。

(松永委員)

- ・先程団体の方がどのように報償金を使ってらっしゃるかということで、実際私どもは10年以上やっておりますが、具体的にやっている団体ということで、私どもの方はコミュニティ協議会で資源回収をやっているのですね。ですから全体的に区としては11区の団体でやっているのですが、各学校単位でコミュニティ協議会を鷺宮の場合はしておりますので。その中でおっしゃるように、今年度先ほど赤羽さんがおっしゃっていただいたんですが、その説明で十分用は足りていると思うのですが、やはり今年に限っては大体のものが行事は過ぎたのですけれども、やはり「介護パート1、パート2」とかその専門家の方をお呼びして公民館をお借りして全体的に回覧板を回して開くとか、もしくはコスモロードのウォーキングとか、様々な福祉の方に関しましては、福祉に関する事で介護とか色々なメニューを開始しまして、大体それぞれに今年の行事はこうしようということで、一部でも少しでも皆さんに還元できるように努力をしております。ですから、今回それぞれにふれあい交流会とか、ここにいる佐々委員さんも知ってらっしゃるのですけれども、やはり団体、報償金がいくらいただけるかということよりも、そういうことをしましようということで。前にも申し上げましたけれども、平成元年に初めて鷺宮の場合にはモデル地区を作って資源回収をやりましようということで、一番最初の出だしが平成元年だったのですね。ですけれどもPTAさんとか学校にも出そうということでその時には学校中心にしておりますのですけれども、各団体でそれを努力しようという

ことで、各方面で、言葉が足りませんけれども、あらゆる方向性で努力をしていると。それで皆さんに還元をして、親睦を図る、コミュニティを図るとかということを主にして還元をしている次第です。以上です。

(雨宮委員)

- ・資料の4を見ると、結局集団回収を全面的に取り入れた場合の費用という試算をされているので、3つのケースで相当の費用の差が出ておりますが、結局集団回収をすることで、かかる費用を減らせるということはあるわけですね。それをやはり狙いにしていくのか。つまり久喜宮代全体として資源回収にかかる費用の圧縮することが一つの目標なのかという観点なのですね。その場合、現状は7円の報償金を出していますから、この7円というのがもし全部の回収団体に与えられることになると、本当にこの6,500万円になってしまうわけですね。横浜とか新座は3円とか4円ですから、当然全報償金の額は低く納まっているわけですね。この辺をどうしていくのか。もし全面的に集団回収ということになった場合に、この辺は大きく揉める所だと思うのです。つまり、これまで集団回収をして7円報償金をいただいている団体は、当然切り下げをしてもらわないといけないのか、あるいは維持するのかということになります。新たに集団回収を始める所に関しては、新しく報償金を出すことになるわけですね。その場合7円という高い単価で良いのかということになりますと、横浜・新座並みにしていくことが狙いであれば、当然その辺を切り下げなくては行けない。そうした場合、これまで報償金をいただいている団体が了承するのかという問題が出てくると思います。その辺について、事務局のお考えがあるようなら教えてください。

(若山事務局長)

- ・今雨宮委員からご指摘をいただきました件について、事務局長の若山から答弁させて頂きたいと思っております。
- ・組合としては、その辺も審議会の中でご検討いただきたいなというように考えております。ですから、この後回数に限られているのですけれども、年明けの審議会の中でその辺も含めてご検討いただければなというように考

えております。そういう中で、組合事務局としては、この7円という報償金をお支払しても、先ほどご説明しましたように資料4のとおり削減できるわけです。そういう中で、この報償金を団体なり地区で有効に使っていただければ、今現在やっている業務委託で資源を回収しているよりは良いのかなという一面も考えているところがございますので、その辺も含めて後々ご審議いただければというように考えているところがございます。

(高柳会長)

- ・少し時間も経過しましたので、この辺で休憩を取りたいと思います。再開は10時40分ということでよろしくひとつお願いします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時40分

(高柳会長)

- ・それでは再開いたします。
- ・ご質問あるいはご意見の方ございますか。

(浅倉委員)

- ・今回事務局の方から経費に対して詳細な物が出たので、これを見まして集団回収というのはやはりコストが安くなるのだなというのは皆さん納得していただいたものかなというように私自身は思っています。
- ・あと、集団回収にしてもそうなのですが、戦後ごみ処理というのは劇的に変わってきて、特になぜリサイクルしなければいけなくなったのかというと、1960年前までは、高度成長時代のちょっと前くらいですね、そこまでは別に資源という物を集める必要はなかったのです。そういう物を集める方がもういたわけですね。私自身もよく分からないのですけれども。
- ・そこから高度成長時代に来まして、物がたくさん増えたことによって、ごみ問題というのが出てくるのですけれども、じゃあ資源集団回収というのなぜやり始めたのですかということ、そもそも古紙等が余ってきたのです。余ってこなければ別にこちら回収する必要はなかった

		<p>のですけれども、大体今から25年前くらいに古紙が暴落した時期があったんですね。そこから集団回収というのは始まっているのです。なので業者への助成金を渡しているというのも、今まで古紙というのが売れていたというものが、古紙業界の低迷によりまして逆有償という立場になったのですね。逆に古紙問屋さんがお金をもらわないと処理しませんよ、引取りませんよという時代がありまして、これは困ったということで、そもそも助成金というのはそういった回収業者さん古紙業者さんを支えるという意味でもあったということを一言皆さん記憶にとどめていただければなというように思います。</p> <ul style="list-style-type: none">・それで結局その後持ち直したのですけれども、持ち直した理由は古紙問屋さんが中国に輸出し始めたのですね。中国に輸出したことによって、どうにか市況を取り戻したのが今までずっときているわけなのですけれども、今中国経済はこの先どうなるか分からないということなのです。別に中国は日本から古紙だけ買っているわけではなくて、アメリカからも買っているし、EUからも買っているわけですね。ただ日本の古紙は質が良いので中国の方では今引き取られていますけど、いつ何時中国の方で引き取れませんかよ。もしくはすごく安くなってしまったということになるとまた逆有償になる心配というのも無きにしも非ずですので、ちょっと業者への助成金というのは買い支えみたいなものですので、今後とも行っていったい良いかなと私自身は思っております。・あと、皆さんの話を聞いていまして、コストの話も確かに大切なところなのですけれども、集団回収はなんにもコスト削減だけではなくて、その他の効果も大きいと言われているわけですね。・一つが資源物の品質の向上ということで、行政回収より集団回収をした方が物が良いのが集まるのですね。というのも、当然地区でやるわけですから、「皆さん良い物を出してくださいね、異物は混ぜないでくださいね」ということで、狭いところでしかも皆さんの目があるわけですから、良い物が出てくるというのも一つのメリットですね。そうすると当然リサイクルの向上にも繋がるということで、業者さんからしてみれば良い物が集まるということです。・あともう一つは、先ほど言った通り、名合委員の所でお
--	--	---

		<p>っしゃいましたけれども、色々な方が関わるのですね。そうすると、地区のコミュニティの活性化という意味でも今ものすごく効果があるんじゃないかといわれているのですね。確かに集団回収をやらない地区もありますけど、最初混乱があるんじゃないかということがありましたけれども、いざやるとなれば色々な人が集まってくるわけですね。「こうやった方が良いんじゃないか」とか「こういう方法が良いんじゃないか」とか「異物はこういう風にすれば入らないんじゃないか」ということで、地区で話し合うのですね。そういったところでコミュニケーションが生まれてきて地区が盛り上がるというのもあるのですね。これも集団回収のコストだけではないコミュニティの活性化もしくは地区の活性化ということでもあります。</p> <ul style="list-style-type: none">・ もう一つは環境意識の向上ということで、PTAとか学校がやれば、子供の頃からリサイクルもしくはごみ問題ということを学べるわけですね。そういった子供達が大人になったときに、いざ色々なごみ問題に直面したときに、これはもう既に子供の頃からリサイクルの意識があるわけですから、じゃあ集団回収をしましょうといった時に、「面倒くさいよ」というところも無くなっていくわけですね。・ それで、私自身は長期スパンで集団回収に移行するべきではないというように思っています。というのも、おそらく集団回収をやりましようとなったときに、地区に持って帰ったときに、私の地区でもそうだったのですけれども、絶対に「面倒くさい」「これだけ地区が高齢化しているんで誰がやるのか」ということで喧々諤々すると思うのですね。そういった時に「じゃあ10年かけてやれば良いのですよ」といったらもう誰もやらないと私自身は思うのです。他の自治体もそうなのですけれども結構短期間で、この例のところの新座市は結構長いのですけれども、他の所の自治体というのは色々あるのですけれども大体尻に火がついている所が多いのですね。例えば最終処分場がないとか行政区が小さすぎて新しい焼却炉ができないとか、そういった切羽詰まったことになると、日本人というのは物凄い知恵というのか行動力が出てくるのですね。なので、上勝町とかすごく分別をしているところもありますけれども、あれも結局ダイオキシンが
--	--	--

出るような炉を造れなくなってしまって、あれだけ小さい自治体ですともう炉ができないと。これは何とかしなければいけないということで、多分別して全て資源物にしましょうといったことでやり始めたのですね。ですから、尻に火が付けば私達は結構やりますので、例えば5年とは言わないまでも7年とか、新炉に移行するまでに集団回収に移行すると、行政回収はしませんよというようなことがもしあれば、おそらく地区で皆さん話し合っ
て、素晴らしい、新しい私達の考えられないような集団回収方法というものをもしかしたら出てくるのかなと思っておりますので。コストだけではなくてそれ以外でも集団回収というのはメリットがあるということをお耳に入れておいたらいいかなということで、一つ提案しておきます。以上です。

(見山委員)

- ・見山でございます。私はリサイクル協同組合という地元
の古紙屋さんとか収集会社などが集まっている団体の方
の代表として参加をさせていただいております。
- ・非常に集団回収ということが先進的な形ということで、
集団回収ありきで話が進んでいるところではあるのです
けれども、ここで質問させていただきたいのが、資源回
収業者と再生問屋、資料1を見た中で、この資源回収業
者さんが選ぶべき再生問屋さんというのは、基本的なス
タイルとしてはここでも契約が成り立って半年とか四半
期とかそういう部分になるものなのか、資源回収業者さ
んのハンドリングにおいて古紙問屋というのは色々と変
えられるよとか、そういったシステムというのはどのよ
うな形で今やっているのでしょうか。

(赤羽減量推進係長)

- ・見山委員からのご質問なのですけれども、今現在資源回
収団体が依頼している業者さんが持って行っている再生
問屋をどのように決められているかというようなご質問
であったと思います。
- ・こちらの方は資料1の方を見ていただきたいのですが、
見山委員がおっしゃられているのは、右側の方の資源回
収業者が再生問屋に持って行っている、そして再生問屋
から売却益が出る、このところの再生問屋がどのよう

		<p>に決められているのかというようなお話しであると思います。こちらの方なのですが、現在久喜宮代衛生組合では、資源回収業者は登録制でございますけれども、再生問屋については登録制ではございません。資源回収業者の方がこちらの方は自由に決めてよいという形となっております。また、資源回収業者には、実は紙の再生問屋の方もその中に入っております、自分の所で直接全てやってしまうよというようなところもいくつかございます。そのような状況になってございます。</p> <p>(見山委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・ありがとうございます。そうするとこれは契約はあくまでも回収業者さんがということで、それが紙面によって契約を締結しているかどうかというのは、そこまでは衛生組合さんとしては関与していないということでよろしいでしょうか。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none">・そうですね。まず、団体から業者の方は、団体がどの業者さんをお願いしていますかということで、そちらの方の報告はいただいておりますが、業者の方が再生問屋と契約しているかというところまでは見ておりません。ただ、どこに卸しているかは、卸したところの仕切り書をこちらの方で証明として付けるようにと申しておりますので、どこに卸しているかということは把握することができるというような現状でございます。 <p>(見山委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・ありがとうございます。 <p>(松永委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・すいません、さきほど言い忘れたことが一つあるのですが、鷲宮の場合5つの小学校がありますもので、小学校単位でコミュニティ協議会ができております。その中で学校の小学校単位なものですから、やはり小学校の方でもPTAさんが資源回収をやっています。ですから私どもの方のコミュニティ協議会もやっておりますし、ですから先ほど言い忘れましたということは、PTAさんの方にも、ぜひお孫さんもいるでしょうしあれで
--	--	--

		<p>すから、ぜひ出していただきたいということと、それで少しでもいいから私どもにも出していただけたらありがたいですねというようなことを、それぞれの行事の中でご挨拶をさせていただいたりしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やはり私どもの方は2, 615世帯くらいに回覧板を出してそれぞれの行事をさせていただいておりますし、先ほど言い忘れましたけれども、コスモロードが約12キロメートルくらいありますので、今度の久喜マラソン大会でもそこは入っているのですけれども、その種まきとか草取りとか、やはり全体的にボランティアをさせていただいたり募ってやっていただいたり、そのようなことをさせていただいている。ですから先ほどの還元の中に、ペットボトルのお茶を出したり、軍手を買ったりとか、それぞれに色々な事に活用をさせていただいて、年1回の広報を出したりとか色々な事を少しでも。さらに行事だけではなく、今年は介護ということで、もちろん市の方でも福祉課の方がいるのですけれども、やはりそれとは違う面でも関わろうということでお勉強会をさせていただいたりしております。先ほどの補足で。佐々委員もそれ以上のこともしておりますので、ぜひ意見を聞いてほしいと思います。以上です。 <p>(佐々委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・度々すいませんけれども、関連しておりますけれども、先ほど貞方委員の質問について私がお答えするというわけでもないですけれども、今松永委員からも報償金の使い道についてということで、私どもも実際に今使わせていただいておりますので、それについて補足というか追加させていただきます。 ・一般的に既によく受益者負担なんてそういう言葉を聞きますけれども、本来はごみはその受益を受けた方が処理できれば良い。業者が売ったら売った方が回収すればということですが、最近業者もかなり回収はしているようでございます。しかし、読んだから読んだ人が全員責任持てるかといったらなかなかそうもいきませんので、今行政あるいはこれから進める資源集団回収という話が出てきていると思います。こと資源集団回収の回収を誰がやるのかと。一番元はそれぞれ町には町の、例えば鷺宮には56の行政区があります。行政区の中に自治
--	--	--

		<p>会、班長制度がある。この班長さん達のご理解ご協力をいただかないと。区長が一人で300から600世帯となっている所だと班長制度そのものが、これは市民課の方だと思いますけれども行政から見た位置付けはなににもございません。従って班長そのものは市の班長では言ってみればありません。位置付けが無いのですから。私どもの自治会の班長なのです。これであれを配りこれを配りごみも分別しろと言ってもですね。これは先ほど言いました受益者負担ということで、ごみは誰が出しているのかと。私達生活者が出しているのだから、交代でごみの分別整理をしていただきたいと、こういうことで自治会はほとんどきていると思うのですね。できれば位置付けができていればなお組みやすいかなと思っております。</p> <p>・それから報償金の使い方ですけれども、今私どもの方で70万円、全体でここで見ますと1,500万円ですかね、人件費も含めて。久喜と宮代入れて人口18万人ですから、費用は一人あたりにすると80円ぐらいですかね。100円つかないのですよ。したがって、一人あたりで皆さんが読んだ資源ということですがけれども回収ができるのですから、このくらいなら今の段階では全体では大きく見えますけど、一人の人口割にするとジュース一本にも満たない金額でございます。それで受けた70万円のお金を何に使っているかという、私どもでは地域活動の一環として、先ほども出ましたけれどもどんな使い方をするかといいますと、私どもでコミュニティ協議会の中で総会、文化部、委員会、健康スポーツ、環境保護、先ほども言いました今回は社会福祉協議会の要請がありまして毎月あるいは各地域ごとにいきいきサロンですか、高齢者対策として40名あるいは50名と。それから祭典というか2月に全体では一堂に集めて250名くらい。そういうことに使わせていただきました。一会場5000円会場費ということでお支払させていただいております。それから、この70万円の中の20万円は、例えば福祉活動に使わせていただいて、小さなことですけれどももしお年寄りが1回でも2回でもお医者さんに行かなくて済むとかあるいは健康増進に繋がればということで、まさにボランティアで活動しておりますけれども。使う方も大変です。集める方も大変です。そん</p>
--	--	--

なことで何十万のお金を使わせていただいておりますということで、先ほどに関連して私もやっております。以上です。

(浅倉委員)

- ・私の方からもう一点なのですけれども、先ほど集団回収で得た利益なんのですけれどもどう使われますかということなのですけれども、私の住んでいる宮代町の中須地区は宮代町のホームページに載るくらい熱心にやっている地区です。具体的に使われ方なのですけれども、当然ながら私どもの住んでいるところは農村地帯なので少子高齢化に伴いまして世帯数が減っていますので自治会収入が減少しております。そうすると自治会収入が減少するという事は、年間行事にも悪影響が出てくるわけです。例えば夏祭りをするにしてもお正月前の餅つき大会をするにしてもそれなりにお金がかかるわけです。それがもし無くなるとなるとこれは当然コミュニティの低下になりますので、なかなか地域の方とも疎遠になってしまうということで、一部ではありますけれども集団回収で得た利益はそちらで使わせていただいているというようになっております。
- ・また、誰が集団回収をやっているのですかということなのですけれども、主にやっている方は定年退職された60代70代の男性です。こちらの方が熱心にやってくれます。あまりにも熱心すぎまして、行政回収の資源回収の時でも見回って、ここにもまだ集団回収に出せる物があるんじゃないかとやっているくらいの熱心さでやっております。まさか始めた頃はこんなに熱心にやるとは私自身も思っただけなのですから、やってみると皆さん凄い力を持っているんだということがよく分かりました。
- ・あと、集団回収の唯一欠点と言え、やはり毎週は回収はしないわけですね。大体月に1回とか下手をすると2カ月に1回となると、家にそれをストックしていかなくてはいけないということで、きれい好きの家であれば1カ月間家に溜めておくのは嫌だなという方もいらっしゃると思います。そういった場合は、やはり店頭回収ですね。お店ですといつでも持ちこめるということで、例えばカスミでもやっておりますし、ちょっと行くとイ

		<p>トーヨーカ堂などでもペットボトルを持っていけばペットボトル回収機があってそこに入れるとポイントが付いてそれが使えるというような仕組みもありますので、資源物を持っていけばポイントになってなおかつ自分の利益になるということを考えれば店頭回収というのを進めていくべきかなと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あと、ちょっと進んだ自治体では拠点回収というのをやっている所もあるのですよね。これは行政と民間と市民が大体共同してやっていて、リサイクルステーションみたいな形で資源物であればいつでも持ってきて良いですよというような所を作っていて、例えば市民がそれを管理して、直せる物は売却するとか、直せない物で資源物であれば業者に売却するとか、一部行政が助成金を出しているというような場合もありますので、そういった事も含めれば資源物というのはかなり有効的に利用できるのかなというように思います。 <p>(高柳委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他にございますか。 <p>(浅倉委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あと、男性の方は仕事を与えられると熱心にやるのだなというのが。何もないとやらないのですけれども、こういう仕事があって、できないですよというように世の奥様達がやれば物凄い力を発揮すると。 <p>(築井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちょっと面白い話が思い立ちましたので、この資源回収という中で、ご披露申し上げたいと思います。 ・確かに資源回収は資源が集まれば集まるほどお金の出費というのは行政側の方も限りなく出てきます。 ・そこで確か昭和45年、1970年くらいでしょうか、埼玉県秩父市という所で、当時今までは製缶業などというのはあまりなくて、缶や何かのポイ捨てという問題が45年当時出たのですね。そこで、長瀬の方で埼玉県でもいち早くデポジット制というのを取り入れたのですよ。当時90円くらいで売っていたやつを100円で、そして戻すと10円リターンしますよという話でやったんです。大体85%くらいの回収率であれば、それ相応の
--	--	---

		<p>採算が、人件費や何かを出しても良いのです。ところが92%くらいにいったんですね。そうしたらデポジット制が成り立たないで、逆に行政の方の持ち出しが多くなってしまったと。そういうことで、やむなく秩父市の方で長瀬の方でのデポジット制というのを廃止したというような経緯が確かありました。この当時としてはかなりのセンセーショナルを投げかけたということで私も記憶しております。そんな話がありましたよということをご披露申し上げました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それと、この資源というのもですね、これもまた大変なのですね。確か今浅倉委員の方からも、ごみというか汚物というか、そういうのも全て江戸時代の頃には一つには有価物だったのですよ。汲取り便所というのも農家の方が肥料の材料としてこれを逆に住民の方にお金を出してもしくはお野菜を渡してその便槽や何かを汲取ってきたよというような経緯がありました。これも日本の歴史の中にきちんと網羅されております。したがって、ある面ではこういった廃棄物というのも、時には有価物となり、また廃棄物となりというような経緯がありましたと。ましてやごみも色々複雑多岐になって多様化しています。ですからいつまでが資源でまた複合的なことがなされるとこれが資源じゃなくなってしまうよというような部分もありますので、色々な面からある面ではこの久喜宮代衛生組合の方で多方面にわたってセンセーショナルを投げかけられるような一つの集団回収というか、こういう資源の回収制度が完備されるのかなということで、ご参考までにご披露申し上げました。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他にご意見ございますか。 <p>—意見なし—</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、意見も出尽くしているようですので、意見の集約に入りたいと思います。 ・資源の回収について、久喜宮代衛生組合の目指す方向性については、パターン1として資源集団回収事業に統一する。
--	--	---

	<p>4. その他</p>	<p>パターン2として公共回収に統一する。 パターン3として公共回収・資源集団回収事業ともに継続する このようなパターンがあると思いますが、審議の流れから、「パターン1 資源集団回収事業に統一する」ということで意見を集約して参りたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>—異議なし—</p> <p>(高柳会長) ・異議がないということでよろしいですか。 ・それでは、「パターン1 資源集団回収事業に統一する」ということで集約したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>(高柳会長) ・本日の意見交換はここまでとしたいと思います。次回の意見交換では、今回決まった方向性に向かって、実際にどのような方針で進んでいくかを議論して参りたいと思います。</p> <p>(高柳会長) ・次に、「その他」に入りたいと思いますので、事務局からよろしく願いをいたします。</p> <p>(赤羽減量推進係長) ■次回の開催日について 平成28年2月23日(火)午前9時から 久喜宮代清掃センター 大会議室 ・諮問事項「資源物の回収(集団回収と公共回収)のあり方について」の意見交換 ■源泉徴収票について</p> <p>(高柳会長) ・ただ今事務局から次回の日程について説明がございました。次回は2月23日火曜日の午前9時から、会場は久喜宮代清掃センター大会議室で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
--	---------------	---

11:15	5. 閉会	(高柳会長) ・それでは以上で審議会を終了いたします。本日は大変にありがとうございました。
-------	-------	--